

令和5年度社会福祉法人京丹波福社会事業計画書

【概要】

令和4年度は、経費の見直しや賞与のカットを行ったことにより、事業活動収支は黒字へ転じる見込みです。ただし、経費の削減も限界があり、賞与を支給できない状況が続けば、職員の離職により事業の存続が難しくなることも考えられます。今後、法人の長期的な存続を確固たるものとするためには、通所事業のあしたーる工房の自立した運営基盤を確立するか、グループホーム事業の拡大またはヘルパー事業の拡大が不可欠です。

あしたーる工房については、収益を増加させるために取り組んでおり、新規利用の方もいらっしゃいます。しかし、近年は毎年退所される方があり、利用者の増加が難しい状況が続いています。事業単体でみた場合も厳しい収支が毎年続いており、あしたーる工房の自立した運営基盤を築いていくためには既存のまま利用者を待っているだけではなく、抜本的な見直しが必要になってくるかと考えます。令和5年度については、あしたーる工房の在り方を検討、協議していきたいと考えております。

また、あしたーる工房の取り組みだけでなく、職員への賞与の支給や銀行等への借入金の返済を考えると、既存事業の安定化及び拡大も必要になってきます。

ヘルパーステーションについては、利用ニーズはありますが、職員不足によりサービスの提供が難しくなっています。実際に派遣依頼をお断りせざるを得ない場合もあり、人材の確保や育成が急務であり、継続して人材確保に取り組んでまいります。

グループホームにおいてはあと2名で定員となり、これ以上の増収はホーム数を増やさない限りは見込めません。現段階で増設の予定はありませんが、増設について今後協議をしていきたいと考えております。

収支を増収へと転換していくために、上記のように考えておりますが、令和5年度はあしたーる工房の在り方や事業について重点的に協議し、事業運営から事業経営へと視点を切り替えて取り組んでまいります。

また、今後取り組む必要のあることが多くあります。ご利用者の高齢化や重度化が進み、多様な福祉課題が表出する中でどのように支援を行っていくか、安定した財政基盤をどのように築き、持続可能な法人とするか、先を見据えた人材確保と育成をどのように図るか、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策の継続などがあります。

すべてを一度に取り組んで解決することは難しいですが、1歩ずつ1歩ずつ法人理念に基づいて事業を進めてまいります。

【法人理念】

「今日に続く明日がある」

誰もが望むあたり前の暮らしの実現を目指します

【基本方針】

1. ご利用者主体に立った支援をします
2. ご利用者の期待に応える施設づくりをします
3. ご利用者が心身ともに豊かで幸せな人生を送れるよう寄与します
4. 地域福祉向上に貢献します
5. 専門職としての誇りと使命を自覚し、業務を遂行します

1.主な重点項目

- (1) ご利用者一人ひとりの能力と希望にきめ細かく対応できるサービス向上に向けた取り組みの強化
- (2) 虐待防止、身体拘束防止のための取り組みの徹底
- (3) 地域全体を考えた社会福祉法人としての使命と役割を果たす
- (4) 安定的な収入の確保
 - ① 工房通所利用者の確保
 - ② グループホーム入居者の確保
 - ③ ホームヘルプ事業の拡大（訪問介護）
- (5) 新型コロナウイルス感染症対策の徹底
- (6) 計画相談支援事業所の開設に向けた協議・検討

2. 主な重点項目の具現化

(1) ご利用者一人ひとりの能力と希望にきめ細かく対応できるサービス向上に向けた取り組みの強化

- ①各種福祉サービスの提供においては、ご利用者の支援計画に沿って段階的計画的に実施します。そのためには、ご利用者及びご家族の思いや考えを大切にしながら、モニタリング・アセスメントを行い、各関係機関と連携を取りながら、ご利用者の意向に基づいたサービスの提供に向けて取り組んでいきます。
- ②ご利用者との日常の支援の中での気付きや問題点が適切に報告され対処されているか、職員間で情報共有がなされているか等、職員の意識と資質の向上を目指します。具体的には、施設内における運営会議やケース会議等の充実、報告書等の様式の見直しや決裁方法の改善を図ります。
- ③生活介護については、創作活動や外出の機会の提供、居心地の良い空間の工夫等を行う事により、ご利用者個々のニーズに合った活動の提供及び機能の向上を目指します。また、生産活動も行う事で社会の一員として働く機会の提供に努めます。その他、就労継続 B 型を目指す利用者に対する作業の提供と目標の設定を行います。就労継続 B 型については、調理、製パン、農耕作業を中心にご利用者個々のスキルアップ、高工賃の実現を目指し、働く事の喜びが感じられるよう支援を行います。
- ④グループホームにおいては、小規模単位での居住を基に、家庭的な雰囲気大切に安らぎを提供し、入居者一人ひとりが望む暮らしを実現できるよう支援体制を強化します。なお、地域住民の協力のもと災害対策の構築にも努めます。
- ⑤ヘルパー事業については、支援の統一と連携強化に努め、ご利用者ニーズに基づく質の高いサービスを提供できるよう一層の努力をします。

(2) 虐待防止、身体拘束防止のための取り組みの徹底

- ①支援を行うに当たり、職員が主体性をもつことを常に意識し、自分の目で見て、耳で聞いてしっかり考えること、物言えぬ方たちの思いや様子の変化を見逃さずきめ細かく支援していく地道な努力の継続こそが、結果として虐待防止につながるものと考えます。そのための職員の意識向上のための取り組み、それが可能となる仕組みづくり、虐待防止等に向けた取り組みを行政等の関係機関や専門家等とも連携をとり徹底していきます。
- ②ご利用者及びそのご家族の要望や意見を拾い上げる仕組みづくりを家族会等と協

議しながら進めるとともに、関係行政機関や他の施設等との連絡・協力体制を構築し、内にとどまらず外部の目を意識して、外部の声を傾聴し活かしていける土壌づくりに努めます。

(3) 社会福祉法の改正を機に、地域全体を考えた社会福祉法人としての使命と役割を果たします。

①地域住民との交流事業の検討や自治会活動の参加を推進していきます。

②農作業や就労を通じて、地域との関係性を深め、地域の方の理解を深めるための努力を継続していきます。

③緊急避難施設としての準備として、横田区及び区内の施設等と協議をはかります。

(4) 安定的な収入の確保

①工房通所利用者の確保

現在（令和5年3月末時点）、あしたーる工房の利用登録者については生活介護が34名（定員30名）、就労継続支援B型3名（定員10名）となっておりますが、生活介護の月サービス利用者数につきましては平均27名、就労継続支援B型については平均3名となっております（現状生活介護利用定員には、3名ほどの空き、就労継続B型についても7名の空きがあります）。

また、令和3年度に続き令和4年度には計5名のご利用者が退所されております。内訳として、就労支援A型事業所へのステップアップ1名、他の就労継続支援B型事業所へ1名、ご家庭のご都合により他の生活介護、入所施設へ移行が3名となっております。近年の傾向として親亡き後を考えての通所先の変更（入所施設への移行等）もあり、今後もその流れがしばらくは継続するものと予想されます。

そうした中、令和5年4月より支援学校より新たに1名の方が生活介護を利用されます。支援学校からのご利用者確保については3年連続で出来ており、令和5年2月にも丹波支援学校高等部2年生の実習2名の依頼もありました。今後も、卒業後の進路にあしたーる工房を選択していただけるよう、支援学校とも情報共有をしながら進めてまいります。また、外部へのご利用者、ご家族への施設情報の発信としてSNS（インスタグラム）の利用を令和5年2月より開始しております。施設内での取り組みがわかり、ご利用者確保につながるよう今後も引き続き内容更新を行います。それと合わせて、ご利用者募集のチラシを作成し、相談支援機関等の外部機関へ訪問し連携を取りながらの新規ご利用者確保に努めます。

②グループホーム入居者の確保

現在、男性1名、女性1名に入居していただける状況です。空き枠はありますが、グループホームについては入居希望が多数あり、令和4年度は10件以上のお問い合わせをいただいております。見学や宿泊体験は随時実施しており、現在入居されているご利用者との関係や入居を希望されている方の障害特性等を踏まえ、入居していただけるかどうかを慎重に検討しております。

③ホームヘルプ事業の拡大

利用希望のお問い合わせは定期的にあります。ホームヘルパーの不足により新規利用者の受け入れが困難となっております。ホームヘルパーの増員が急務であり職員確保に努めてまいります。またグループホームのみのサービス提供にとどまらず、地域の障害者・高齢者へのサービス提供に取り組んでまいります。

<各種事業>

* **あしたーる工房**「日中活動事業」(生活介護 30名・就労継続支援B型 10名)

* **ヘルパーステーションあしたーる**「居宅介護事業」「行動援護」「訪問介護」

* **あしたーる風和里**「共同生活援助」

① あしたーる「あかり」 定員7名(女性)

② あしたーる「ひかり」 定員5名(男性)

③ あしたーる「希楽里」 定員3名(男性)

④ あしたーる「廻」 定員3名(女性)

<市町村委託事業>

* 「地域生活支援事業」 ガイドヘルパー派遣事業(南丹市・亀岡市・京丹波町)

(5) 新型コロナウイルス感染症対策の徹底

新型コロナウイルス感染症対策として、法人の事業継続計画(BPC)をもとに対策対応を実施致します。

また、行事等が開催できなくなる可能性も踏まえて、代替的な取り組みを計画し、ご利用者の楽しみの機会の提供に努めます。

なお、感染症対策に必要な物品等については補助金等も活用し必要備品の確保を行

います。

(6) 計画相談支援事業所の開設に向けた協議・検討

現在、南丹圏域において相談支援事業所及び相談支援専門員が不足しており、ご利用者のサービス申請や、サービス内容の変更がスムーズに行われたい等の問題が起きています。

そのような地域における課題があることを鑑みるとともに、法人内において相談支援専門員の有資格者が3名いることから、事業開設に向け協議検討をします。

当法人が計画相談支援事業を行うことにより、地域で生活をされている障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用ができるよう、貢献していきたいと考えています。

3. あした一る工房(生活介護、就労継続支援B型)

(1) 事業方針

ご利用者の方が働く喜び、就労の場についての認識を深め、ひとりの社会人としての意識向上を高めるとともに個人のもつ能力を最大限に引き出すよう支援を行ないます。また、多様化するご利用者のニーズを受け止め、就労以外でのさまざまな体験、社会参加等によりご利用者の生活が豊かになるような支援を行います。

製品販売や地域行事への参加等を通し、地域活動の活性化等に努めます。

(2) 活動内容

①農耕作業

- ・上胡麻の自然豊かな里で、四季を体感し、心身の健康増幅を図るとともに、仲間との連携や協調性を身につける。
- ・栽培品目を絞った生産を行うことで、生産性、技術の向上を図る。また、農機具の使用等、個々の要望にも配慮した作業提供を行う。
- ・スーパー及び各地販売会での商品販売にて、生産者としての探究心を持ち、売上向上を目指すとともに、一般就労を目指すご利用者のスキルアップの場として意識向上を目指す。
- ・地域の小学校との農業体験等を通して、障がい福祉についての啓発を行う。

- ・野菜、加工品販売先（①スーパーマツモト ②フレッシュさとう ③味夢の里）

②製パン、調理作業

- ・パン製造・販売を通して、働くことに自信と喜びを感じられるとともに、個々のご利用者のスキルアップを図る。
- ・顧客の声を取入れ、ニーズに合わせた新作パン、農耕で栽培した野菜や小麦を使用したパンや菓子類などの開発に努め、売り上げの向上に繋げる。

パン販売日：毎週水曜日（あしたーる工房玄関にて販売）

毎週月曜日（職員向けパン販売、試作品作りなど）

外部販売先（ぶらり嵐山、道の駅京都新光悦村）

- ・調理作業を通して、食事提供における衛生管理に関する意識付けを行うとともに日常生活スキルの向上を図る。

③空き缶作業

- ・空き缶作業（回収、プルタブ取り、プレス、納品等）を通じて、工賃を得る喜びを感じるとともに、社会参加意欲を高める。
- ・清掃作業を通して、日常生活スキルの向上につなげるとともに、清潔な環境で活動する意識を深める。
- ・回収先（農業公社、野々口商店、新光悦村、ミムラ、小山西町等）
- ・工房空き缶回収BOX設置日（毎週水曜日）

④下請け（内職作業）

- ・それぞれに合った作業の種類を増やすことで個々の能力を引き出し、達成感を感じられるようにするとともに、できる作業を増やすことで、就労意欲を高める。
- ・協力して良品を仕上げることで、協調性、責任感を身につける。
- ・安定して作業に取り組めるよう、ご利用者個々に応じた作業環境を整える。
- ・地域や取引先と連携を密にし、新しい作業情報を収集する。

⑤創作活動、レクリエーション活動等

- ・園芸作業を通して、小規模の野菜栽培を体験することにより生産の喜びにつなげる。
- ・創作活動を通して、個々の感性を発揮するとともに、四季のイベントへの参加及び行事での役割等の認識につなげる。また、障害者アート協会への登録を行い、創作活動で制作したデザインが採用されること等で工賃確保につなげる。

- ・ 支援員以外にもボランティアの方等の協力を得て、みんなで楽しく過ごせる場を提供する。(和良久、作品作り、音楽等のレクリエーションなど)

(3) 健康管理

- ・ 毎日の検温、体調確認表により、ご利用者の体調変化を確認し異常の早期発見に努める。
また、嘱託医の来所にてご利用者の様子を見ていただくとともに健康状態について報告し、アドバイスをいただく。
- ・ 健康診断を年 1 回実施する。
- ・ 医療的ケアを必要とするご利用者においては、ご家族や医療機関との連携を図りながら体調確認を行い、必要な支援を実施する。(服薬指導を含む。)
- ・ 夏場の熱中症対策や施設内外における感染症予防対策についての啓発を行う。

月	月 間 計 画
4 月	新規ご利用者の健康調査
夏頃	健康診断
6 月	ノロウイルス・熱中症に対する啓発
11 月	インフルエンザ予防啓発及びワクチン接種
12 月～	ノロウイルス等感染症予防啓発

※毎月 血圧・体重測定

※新型コロナウイルス感染症予防については、国等からの情報も踏まえて、感染予防策の徹底を図る。

(4) 防災・防犯計画

- ・ 火災、地震その他の災害の予防を目的に、非常時に備えた訓練をはじめ緊急時に安全かつ適切に行動できるように防災教育を行う。非常時には施設内の予備食糧等を提供することで地域の避難場所としての活用も検討する。(あしたーる工房及び第 2 あしたーる工房)
- ・ 消防設備等の定期点検を行うことにより、非常時において安全かつ確実に使用できるようにする。
- ・ 防火管理責任者講習会等への積極的な参加を図り、職員の防災に対する知識の周知に努める。

- ・警察署とも連携し、防犯マニュアルに基づき、外部からの不審者侵入を想定した防犯訓練を実施し、施設の防犯意識を高める。

【あしたーる工房・第2あしたーる工房】

月	月 間 計 画
5月	総合避難訓練（避難・通報・消火）消防署立ち合い
10月	総合避難訓練
2月	防犯訓練（警察署立ち合い）

（5）給食

- ・外部へ弁当を発注するとともに、汁物や副菜、デザート等の準備を調理作業担当のご利用者と一緒にを行う。また、農耕グループにより生産された新鮮野菜を利用し季節感のある食事を提供する。
- ・医療的な対応が必要な場合は医務との連携を図る。（身体的機能障害、高齢化に伴うきざみ食ミキサー食、アレルギー代替食等）
- ・大量調理施設衛生管理マニュアルに沿った作業を行い、食中毒・感染症等の事故がないよう細心の注意を払う。

（6）職員研修

- ・対人援助をはじめ必要な知識や援助、介護技術及び職員行動規範を学び、職員の支援の質の向上に努める。
- ・ZOOM等のWEB研修を積極的に活用することで研修参加しやすい環境を整備する。
- ・他事業所、施設の見学、外部研修を通じて利用者支援の振り返りを図るとともに、新たな支援内容の模索を行う。
- ・新採用者向け新人研修（OJT研修含む）を行い、職場における基本的態度、組織活動の基本等について学び、職員の職場定着を促進する。

（7）支援者会議

- ・各班の取り組みの現状、課題を共有することで、ご利用者個々のニーズに合った支援が出来るよう解決策を見出す。

- ・工賃支給のあり方、評価基準について検討する。
- ・利用者の思いを聞き取り、支援に反映させるとともに、個別支援計画から実際の支援、振り返りに一貫性をもたせる。

(8) 広報委員会

- ・あしたーる通信の発行を年2~3回行う。
- ・内容をわかりやすく充実させ、地域の方々に情報を提供していくとともに障害者への理解、協力を得る。
- ・ホームページや職員ブログの更新を定期的に行う。
- ・SNSを活用した施設PRを行う（商品、行事の様子等）

(9) 支援計画委員会

- ・各事業所で支援計画についての検討を行い。支援計画に沿った支援ができているか、実施状況等の確認を行う。
- ・職員の支援計画への理解、支援能力の向上を図るため、内部研修については全事業所で統一した内容で実施し、内容の共有を図る。

月	月間計画
4月	新年度の支援計画実施・新規ご利用者の支援計画作成
6月	内部研修の実施
9月	モニタリング、支援計画見直し
2月~3月	個別懇談会の実施・モニタリング、支援計画見直し

(10) 虐待防止委員会

- ・障害者の人権についての理解を深め、障害特性に配慮した対応を心がける。
- ・虐待防止啓発に努めるとともに、定期的な研修を実施する。
- ・研修会に参加することにより、障害福祉について理解を深め、資質向上を目指す。
- ・職員だけではなく、ご家族向けの研修も計画し虐待防止についての意識向上に努める。

(1 1) 身体拘束禁止・事故防止委員会

- ・身体拘束の必要性を記録等も踏まえてより適正に判断し、実施の有無を検討する。
- ・ヒヤリハット・事故報告の内容分析を行い、対策について検討する。検討したものは各事業所へフィードバックを行い、職員間での情報共有を行う。(毎月)

(1 2) 要望受付・業務改善委員会

- ・ご利用者、ご家族からの要望、困りごとなどについて、速やかに事実確認を行い原因究明、改善策を検討し提示する。
- ・利用者の権利を擁護すると共に、サービスが適切に受けられるように支援を行い、より良いサービス提供に向けての助言を行う。
- ・要望・苦情等の解決が適正に行われるよう、第三者委員の助言を得る。
- ・職場における業務内容の改善を促進することによって、職員が働きやすい職場風土を形成する。

(1 3) 感染症対策委員会

- ・正しい知識のもと適切な対応ができるよう、対策や研修会を開催し、職員への周知を図る。
- ・感染症の概要を理解し、利用者支援に役立てるため感染症予防対策マニュアルの活用を促す。
- ・感染予防マニュアルに沿った啓発予防対策を実施し、利用者の感染防止に努める。

(1 4) ボランティア・実習

- ・施設の体験実習や、通所希望の方等の実習を受け入れ、学校や関係者と調整し実施していく。
- ・小中学校の体験学習などを積極的に受け入れ、広く福祉への関心、理解を広めていく。

<支援学校>

- ・サービス利用も視野に入れながら、支援学校側と連絡調整し実習を行うとともに、ご本人保護者の意向の聞き取りを行う。
- ・将来の選択肢の一つとして、個々の能力、希望に合わせて様々な作業に取り組み

体験する。

<次世代担い手事業>

- ・地域の福祉を知る。作業や交流を通して相互に違い、共有、共感できることを理解し、福祉を身近に感じてもらうとともに働く人の考え、想いを知る。

<勤労体験等（地域の小学校、中学校との交流）>

- ・勤労体験については、福祉の枠にとらわれず、仕事をするにあたっての心構えを育てる。自分自身の興味、将来への想いを深める。
- ・小学校などで障害福祉学習についての依頼がある場合には、職員を派遣し障がい理解の促進を図る。

<ボランティア>

- ・作業や行事等で必要に応じボランティアを要請し、ご利用者の個別支援の拡充を図る。

(15) 土曜日通所、行事

4月	22日(土)	土曜通所 1-①	9月	9日(土)	土曜通所 5-①	1月	27日(土)	土曜通所 8-①
5月	13日(土)	土曜通所 1-②	10月	7日(土)	土曜通所 5-②	2月	16日(金)	工房防犯訓練
	22日(月)	工房避難訓練		16日(月)	工房避難訓練		24日(土)	土曜通所 8-②
	27日(土)	土曜通所 2-①		23日(月) 30日(月)	工房自治会旅行	3月	9日(土)	土曜通所 9-①
7月	8日(土)	土曜通所 2-②	11月	11日(土)	土曜通所 6-①		23日(土)	土曜通所 9-②
	29日(土)	土曜通所 3-①		25日(土)	土曜通所 6-②			
8月	5日(土)	土曜通所 3-②	12月	9日(土)	土曜通所 7-①			
	19日(土)	土曜通所 4-①		21日(木)	クリスマス会			
	24日(木)	工房夏まつり		28日(木)	工房大掃除			
	26日(土)	土曜通所 4-②	1月	13日(土)	土曜通所 7-②			

4. あしたーる風和里（共同生活援助）

<事業方針>

- ・入居者の健康管理に努める。（市民健診・慢性疾患対応・定期的な歯科受診など）
- ・地域に根ざした生活のあり方を念頭におき、地域住民や地域活動に密着したホーム作りを目指す。
- ・入居者一人ひとりのニーズ把握に努め、思いに沿った支援が提供できるよう、個別支援計画に基づいた支援の確立を目指す。
- ・入居者の高齢化・重度化が進む中、ホームでの生活が困難になった時の生活の場について今から検討していく。

<各ホーム>

- ・あしたーるひかり 【定員：5名 入居者：5名】
- ・あしたーるあかり 【定員：7名 入居者：6名】
- ・あしたーる希楽里 【定員：3名 入居者：2名】
- ・あしたーる廻 【定員：3名 入居者：3名】

<年間行事予定>

月	行事年間計画
4月	お花見
5月	市民健診（30才以上）
6月	避難訓練・消火訓練・通報訓練
9月	大戸八幡祭り（地元上胡麻大戸）
10月	一泊旅行
11月	避難訓練・通報訓練
12月	クリスマス会
1月	初詣（外出）
・地元大戸地区の自治会活動及び行事に参加。 ・各ホームにて誕生日会、クリスマス会等の実施。 ・個別での外出の充実。	

5. ヘルパーステーションあしたーる

<事業方針>

- ・ご利用者の要介護状態の軽減または悪化の予防のため、適切な介護サービスが総合的かつ効果的に提供されるよう支援していく。
- ・「福祉は人なり」の基本にたち、職員の学び、成長に力を入れていくと同時に働きがいのある職場づくりを目指す。
- ・安定的なサービス提供が図られるよう、支援体制整備に努める。
- ・職員確保に努め訪問介護、居宅介護における外部派遣を拡充していく。

6. 職員体制

あしたーる工房			
職 種	名	職 種	名
管理者（兼務）	1	生活支援員（兼務含む）	17
サービス管理責任者（兼務含む）	2	職業指導員（兼務含む）	4
医務係 係長（看護師）	1	事務職員（兼務含む）	3
作業係 係長（兼務含む）	1		
給食係 係長（栄養士）（兼務含む）	1		
調理員（兼務含む）	2	嘱託医	（1）
小 計（※）管理者、看護師以外は兼務含む人数			33（1）
あしたーる風和里			
職 種	名	職 種	名
管理者（サビ管兼務）	1	サービス管理責任者(管理者兼務)	1
世話人	11	宿直専従	1
生活支援員（ヘルパー兼務）	6（6）		
小 計			13
ヘルパーステーションあしたーる			
職 種	名	職 種	名
管理者（サ責兼務）	1	ヘルパー(生活支援員兼務含む)	10(10)
サービス提供責任者（管理者兼務）	1(1)		
小 計			11
総 合 計			57（1）